15	関税率表第4114・20号に掲げる物品	パテントレザー等	15,692	857	千円	0.6	
16	関税率表第41類に掲げる物品（関税率表第4101・20号の２、第4101・50号の２、第4101・90号の２、第4104・11号の２、第4104・19号の２、第4104・41号の１の⑵及び２、第4104・49号の１の⑵及び２、第4105・30号の１、第4106・22号の１、第4107・11号の２、第4107・12号の２、第4107・19号の２、第4107・91号の２、第4107・92号の２、第4107・99号の２、第4112・00号の２の⑴、第4113・10号の２の⑴並びに第4114・20号に掲げる物品を除く。）	原皮及び革	1,951,973	40,939	千円	0.2	
17	関税率表第4202・11号、第4202・12号、第4202・21号、第4202・22号、第4202・29号、第4202・31号、第4202・32号、第4202・91号、第4202・92号又は第9605・00号に掲げる物品	トランク、スーツケース等	7,778,512	18,358,957	千円	0.8	平成21年５月16日適用停止 全特恵受益国等
18	関税率表第4205・00号の２又は第9305・99号の１に掲げる物品	コンポジションレザー製品等	726,003	62,673	千円	0.6	
19	関税率表第42類に掲げる物品（関税率表第42・03項に掲げる物品並びに第17項及び第18項に掲げるものを除く。）	革製品（第42・03項、第17項及び第18項のものを除く。）	529,486	597,058	千円	0.2	平成21年６月16日適用停止 全特恵受益国等
20	関税率表第4302・11号に掲げる物品 関税率表第4302・19号、第4302・20号又は第4302・30号の２に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	毛皮（なめしたもの）	612,067	42,540	千円	0.2	
21	関税率表第4302・30号の１、第4303・10号又は第4303・90号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	衣類等の毛皮製品	1,325,053	709,767	千円	0.6	平成21年５月16日適用停止 中華人民共和国
22	関税率表第4403・99号の１に掲げる物品	桐（その他のもの）	248,553	0	千円	0.0	
23	関税率表第4407・25号、第4407・26号、第4407・29号の１又は第4407・99号の１に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第4409・29号の３の⑴に掲げる物品	ふたばがき科の熱帯産木材（かんながけし又はやすりがけしたもの）等	17,039,703	0	千円	0.0	
24	関税率表第4407・25号、第4407・26号、第4407・29号の１又は第4407・99号の１に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	ふたばがき科の熱帯産木材（第23項のものを除く。）	151,134	0	千円	0.6	
25	関税率表第4408・10号の２の⑵、第4408・31号の２、第4408・39号の４の⑵又は第4408・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 合板用単板	合板用単板	1,950,581	87,754	千円	0.6	
26	関税率表第4408・10号の２の⑵、第4408・31号の２、第4408・39号の４の⑵又は第4408・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 合板用単板以外のもの 関税率表第4408・39号の１の⑵又は第4408・90号の１の⑵に掲げる物品	薄板（第25項のものを除く。）	4,206,691	376,260	千円	0.0	
27	関税率表第4409・21号の１又は第4421・90号の１に掲げる物品	竹製の引抜材、竹製の串	356,734	239,688	千円	0.6	平成21年５月16日適用停止 中華人民共和国